

施策分析シート（令和元年度）

No1

施策名	消費生活の安全安心の確保			施策No	05-07	部課名	産業経済部産業振興課	
関連部課名								
行政評価	分野	III	産業革新都市					
事業体系	政策	05	活力ある地域経済づくり					
目的	消費者トラブルを未然に防ぎ、区民一人一人が安全で安心な消費生活を送ることができるよう相談業務や普及啓発事業を推進する。							
指標	幸福実感指標名		指標の推移		指標に関する質問文			
			28年度	29年度	30年度			
	①	生活の安定	2.52	2.53	2.60	生活を送るために必要な収入を得ていて不安を感じますか？		
	②							
	③							
指標	施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明		
			28年度	29年度	30年度	元年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	消費者相談受付件数（件）	1,343	1342	1,633	1,700	1,500	
	②	相談件数中、高齢者の相談件数（件）	469	486	749	800	500	
	③	講座実施数（回）	73	87	94	81	出前講座・地域連携消費者講座を含む	
	④	講座参加者数（人）	2,093	2,719	2,937	2,500	2,500	
行政コスト計算書								
	(単位：千円)							
	勘定科目	29年度	30年度	差額	勘定科目	29年度	30年度	差額
	給与関係費	19,846	19,770	▲ 76	地方税	0	0	0
	物件費	3,374	4,968	1,594	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	行政都支出金	4,801	5,285	484
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	91	340	249	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,801	5,285	484
貸借対照表	賞与・退職給与引当金繰入額	750	630	▲ 120	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 19,260	▲ 20,423	▲ 1,163
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	24,061	25,708	1,647	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 19,260	▲ 20,423	▲ 1,163
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 19,260	▲ 20,423	▲ 1,163
	勘定科目	29年度	30年度	差額	勘定科目	29年度	30年度	差額
	流動資産	0	0	0	流动負債	256	261	5
	不納欠損引当金	0	0	0	還付未済金	0	0	0
	その他の流動資産	0	0	0	特別区債	0	0	0
	有形固定資産	0	0	0	賞与引当金	256	261	5
固定資産	土地	0	0	0	その他の流动負債	0	0	0
	建物	0	0	0	固定負債	2,997	1,990	▲ 1,007
	建物減価償却累計額	0	0	0	特別区債	0	0	0
	工作物等	0	0	0	退職給与引当金	2,997	1,990	▲ 1,007
	工作物等減価償却累計額	0	0	0	その他の固定負債	0	0	0
	無形固定資産	0	0	0	負債の部合計	3,253	2,251	▲ 1,002
	建設仮勘定	0	0	0	正味財産	▲ 3,253	▲ 2,251	1,002
	その他の固定資産	0	0	0	正味財産の部合計	▲ 3,253	▲ 2,251	1,002
	資産の部合計	0	0	0	負債及び正味財産の部合計	0	0	0
	財務諸表に関する特徴的事項等							
○行政費用として人件費の割合が高くなっているが、主に消費生活相談員の人件費が占めている。 ○行政費用として物件費が増加しているが、増額理由は主に新たに作成した悪質商法注意喚起にかかる訪問販売お断りステッカー等の作成委託経費が生じたためである。 ○行政収入は、消費者行政推進交付金である。								

施策の現状・課題・今後の方向性

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度に寄せられた消費生活に関する相談件数は1,633件となっている。架空請求の相談が増加したため平成29年度と比べて291件増加した。 ○70歳以上の相談は、平成29年度が306件だったのに比べ、平成30年度は452件と約1.5倍となっている。 ○荒川区は、高齢者のいる世帯の半分近くが一人暮らしである。高齢者の独居化により、周囲の目が届きにくく、相談がしにくい等、消費者被害の発見が遅れて深刻化する場合もある。また、悪質商法の手口は手の込んだものとなっており、消費者が騙されたことに気付かないような巧妙なものが増加している。 ○裁判所を連想させるハガキを初めとする架空請求の相談が全国的に増加しており、区では平成29年度にはSNSを中心に110件であったのに比べ、平成30年度はハガキを中心324件の相談があった。 ○未成年者が契約当事者である相談は、平成30年度は27件あり、法改正後成年となる18歳、19歳からの相談は約半数の13件であった。 ○センターでは対応できない個人事業者からの相談が増加している。 							
	<ul style="list-style-type: none"> ○寄せられた相談では、誰にも相談せず、なかなか気付かれなかつた結果、消費者被害が拡大しているケースが多いため、初期段階で迅速かつ適切な対応を行い、被害の拡大防止につながる仕組みを作る必要がある。 ○高齢者や社会経験が乏しい若者を狙った悪質商法が新しい手口で次々と現れ、巧妙化が進んでいる。手口の最新情報が十分に行きわたる前に、被害が拡大しており対策が必要である。 ○一度、悪質な訪問販売の被害にあうと次々と悪質な訪問販売の被害にあう場合が多く、被害額が高額となってしまうため、未然防止のための対策が必要となっている。 ○通信手段の大幅な進歩により、インターネット通販などのネット取引に伴うトラブルや、SNSをきっかけとして消費者被害に遭う事例もみられる。消費者被害を未然に防ぐには、区民一人一人が正しい知識を身につける必要がある。 ○若年層の契約トラブルにおいて、件数が増加しているだけでなく、契約金額が高額となっているケースが増加しており、成人年齢引き下げが迫っていることからも、若年層への啓発が重要な課題となっている。 ○個人事業者への注意喚起や相談窓口紹介が必要となっている。 							
	<ul style="list-style-type: none"> ○国民生活センターや都などの関係機関と連携を図り、相談体制を強化するとともに、最新の事例とその対策の情報収集に努める。 ○区報による啓発記事などにより、消費生活に関する知識を定期的に情報発信する。また、みまもり配食サービスで啓発チラシを配布するなど、情報が届きにくい一人暮らし高齢者等にも注意喚起を図るとともに、地域団体、事業者等と協働し、地域の見守り強化を図る。 ○悪質な訪問販売による被害を防ぐために、訪問販売お断りステッカーの配付を継続するとともに、生活安全課等と連携し被害未然防止のための周知啓発を実施する。 ○インターネット・SNS等を利用した新たな手口の周知も含め消費者教育を効果的に行うとともに、消費生活に関わる問題意識のより一層の向上を図るために、消費者講座の内容や実施方法について、更なる創意工夫を実践していく。 ○成人年齢引き下げに伴う若年層への消費者教育について、教育委員会及び区内教育機関等の関係部署と連携し、効果的に実施していく。 ○個人事業者を含む中小企業向けの契約トラブル相談窓口について、産業情報誌等で紹介する。 							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">施策の分類</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">分類についての説明・意見等</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">元年度</th> <th style="text-align: center;">2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #FFFFCC;">重点的に推進</td> <td style="background-color: #FFFFCC;">重点的に推進</td> <td>区民の消費生活の安定と向上を図ることは重要な課題であり、消費生活に関する相談や情報提供、啓発活動を行う当該施策の優先度は極めて高いため、重点的に推進する。</td> </tr> </tbody> </table>	施策の分類		分類についての説明・意見等	元年度	2年度	重点的に推進	重点的に推進
施策の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
重点的に推進	重点的に推進	区民の消費生活の安定と向上を図ることは重要な課題であり、消費生活に関する相談や情報提供、啓発活動を行う当該施策の優先度は極めて高いため、重点的に推進する。						

分類についての説明・意見等

元年度	2年度	分類についての説明・意見等
重点的に推進	重点的に推進	
		区民の消費生活の安定と向上を図ることは重要な課題であり、消費生活に関する相談や情報提供、啓発活動を行う当該施策の優先度は極めて高いため、重点的に推進する。

施策を構成する事務事業の分類								
事務事業名	事務事業No	行政費用（千円）		決算額（千円）		施策推進のための分類		分類についての説明・意見等
		29年度	30年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
消費者啓発事業	06-01-28	5,986	7,519	2,672	4,496	重点的に推進	重点的に推進	消費者の安全・安心の確保や自立の支援、消費者トラブル等に対する啓発活動の場として実施する事業であるため、重点的に推進する。
消費者活動支援事業	06-01-29	0	303	0	0	継続	改善・見直し	消費者団体の自主的・主体的な活動を幅広く支援するため、消費者啓発事業への統合を検討するため、見直しを行う。
消費者相談事業	06-01-30	16,419	16,678	14,762	15,166	重点的に推進	重点的に推進	消費生活の安全安心の確保のため、消費者問題への迅速な対応と解決を図る事業であるため、重点的に推進する。
電気用品の販売に関する事務	06-01-31	332	202	—	—	継続	改善・見直し	法律に基づく立入検査等事務を統合するため、見直しを行う。
計量法に基づく事前調査	06-01-32	0	202	—	—	継続	改善・見直し	法律に基づく立入検査等事務を統合するため、見直しを行う。
家庭用品の品質表示に関する検査事務	06-01-33	332	202	—	—	継続	改善・見直し	法律に基づく立入検査等事務を統合するため、見直しを行う。
ガス事業法に関する事務	06-01-34	332	202	—	—	継続	改善・見直し	法律に基づく立入検査等事務を統合するため、見直しを行う。
液化石油ガスに関する事務	06-01-35	332	202	—	—	継続	改善・見直し	法律に基づく立入検査等事務を統合するため、見直しを行う。
消費生活用製品安全法に関する検査事務	06-01-36	332	202	—	—	継続	改善・見直し	法律に基づく立入検査等事務を統合するため、見直しを行う。
合 計		24,065	25,712	17,434	19,662			